

盛岡広域振興局長告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年2月3日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351600028	にじの宇宙 室小路	滝沢市室小路651番地1	令和5年1月31日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351600028	にじの宇宙 室小路	滝沢市室小路651番地1	令和5年1月31日